

(新旧对照条文一覽)

- 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）〔附則第四条関係〕 .....三
  - 中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）〔附則第五条関係〕 .....六
  - 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）〔附則第六条関係〕 .....九
  - 独立行政法人農林漁業信用基金法（平成十四年法律第二百二十八号）〔附則第六条関係〕 .....一〇
  - 株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）〔附則第六条関係〕 .....一二
  - 中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第二百八十五号）〔附則第七条関係〕 .....一三
  - 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）〔附則第八条関係〕 .....一三
  - 小規模企業共済法（昭和四十年法律第二百二号）〔附則第九条関係〕 .....一四
  - 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和四十一年法律第九十七号）〔附則第九条関係〕 .....一五
  - 下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第二百四十五号）〔附則第十条関係〕 .....一六
  - 中小売商業振興法（昭和四十八年法律第二百一号）〔附則第十二条関係〕 .....一七
  - 中小企業倒産防止共済法（昭和五十二年法律第八十四号）〔附則第十二条関係〕 .....一八
  - 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）〔附則第十三条関係〕 .....一九
  - 新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法（平成九年法律第三十七号）〔附則第十四条関係〕 .....二〇
  - 大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成十年法律第五十二号）〔附則第十五条関係〕 .....二一

○中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）〔附則第十七条関係〕	三三
○中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）〔附則第十八条関係〕	三四
○独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第一百四十七号）〔附則第十九条関係〕	三五
○流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第八十五号）〔附則第二十条関係〕	三七
○会社法（平成十七年法律第八十六号）〔附則第二十一条関係〕	三八
○中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律（平成十八年法律第三十三号）〔附則第二十二条関係〕	四一
○中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成十九年法律第三十九号）〔附則第二十三条関係〕	四二
○地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号）〔附則第二十四条関係〕	四三
○中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）〔附則第二十五条関係〕	四四
○農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成二十年法律第四十五号）〔附則第二十六条関係〕	四五
○商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律（平成二十一年法律第八十号）〔附則第二十七条関係〕	四六
○産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）〔附則第二十八条関係〕	四七
○民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十九年法律第四十五号）〔附則第二十九条関係〕	四八

○地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）〔附則第四条関係〕

（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

（法人の事業税の標準税率等）

第七十二条の二十四の七 （略）

2～4 （略）

5 第一項第二号及び第三項第二号の「特別法人」とは、次に掲げる法人をいう。

一 （略）

二 消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会

二の二 エネルギー協同組合（エネルギー供給協同組合を除く。）

三～十 （略）

6～8 （略）

（固定資産税の非課税の範囲）

第三百四十八条 （略）

2・3 （略）

4 市町村は、森林組合法、農業災害補償法、消費生活協同組合法、

水産業協同組合法、漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）、輸出入取引法（昭和二十七年法律第二百九十九号）、中小

企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）、エネルギー

協同組合法（令和元年法律第 号）、中小企業団体の組織に関

（法人の事業税の標準税率等）

第七十二条の二十四の七 （略）

2～4 （略）

5 第一項第二号及び第三項第二号の「特別法人」とは、次に掲げる法人をいう。

一 （略）

二 （略）

（新設）

三～十 （略）

6～8 （略）

（固定資産税の非課税の範囲）

第三百四十八条 （略）

2・3 （略）

4 市町村は、森林組合法、農業災害補償法、消費生活協同組合法、

水産業協同組合法、漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）、輸出入取引法（昭和二十七年法律第二百九十九号）、中小

企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）、中小企業団

体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第百八十五号）、酒税の

する法律（昭和三十二年法律第百八十五号）、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和二十八年法律第七号）、商店街振興組合法（昭和三十七年法律第百四十一号）及び生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和三十二年法律第百六十号）による組合（信用協同組合、企業組合及びエネルギー供給協同組合を除き、生活衛生同業小組合を含む。）、連合会（信用協同組合連合会同組合連合会（中小企業等協同組合法第九条の九第一項第一号に規定する事業を行う協同組合連合会をいう。第三百四十九条の三第二十四項において同じ。）を除く。）及び中央会、全国健康保険協会、健康保険組合及び健康保険組合連合会をいう。第三百四十九条の三第二十四項において同じ。）を除く。）及び中央会、全国健康保険協会、健康保険組合及び健康保険組合連合会、国民健康保険組合及び国民健康保険組合、地方公務員共済組合及び地方公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合及び員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会、企業年金基金及び確定給付企業年金法に規定する企業年金連合会、国民年金基金及び国民年金基金連合会、法人である労働組合、職員団体等に対する法人民年金基金連合会、法人である労働組合、職員団体等に対する法人民年金基金連合会、法人である労働組合、職員団体等に対する法人民年金基金連合会、法人である労働組合、職員団体等に対する法人民年金基金連合会並びに農業組合、たばこ耕作組合、輸出水産業組合、土地改良事業団体連合会並びに農業協同組合及び農業協同組合連合会が所有し、かつ、使用する事務所及び倉庫に対しては、固定資産税を課することができない。

保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和二十八年法律第七号）、商店街振興組合法（昭和三十七年法律第百四十一号）及び生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和三十二年法律第百六十四号）による組合（信用協同組合及び企業組合を除き、生活衛生同業小組合を含む。）、連合会（信用協同組合連合会（中小企業等協同組合法第九条の九第一項第一号に規定する事業を行う協同組合連合会をいう。第三百四十九条の三第二十四項において同じ。）を除く。）及び中央会、全国健康保険協会、健康保険組合及び健康保険組合連合会、国民健康保険組合及び国民健康保険組合、地方公務員共済組合及び地方公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合及び員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会、企業年金基金及び確定給付企業年金連合会、国民年金基金及び国民年金基金連合会、法人である労働組合、職員団体等に対する法人民年金基金連合会、法人である労働組合、職員団体等に対する法人民年金基金連合会、法人である労働組合、職員団体等に対する法人民年金基金連合会並びに農業組合、たばこ耕作組合、輸出水産業組合、土地改良事業団体連合会並びに農業協同組合及び農業協同組合連合会が所有し、かつ、使用する事務所及び倉庫に対しては、固定資産税を課することができない。

(事業所税の免税点)

第七百一条の四十三 (略)

2 指定都市等は、中小企業団体の組織に関する法律第三条第一項第五号に規定する企業組合、同項第六号に規定するエネルギー供給協同組合又は同項第七号に規定する協業組合（以下この項において「企業組合等」という。）が当該指定都市等の区域内において行う事業に係る各事業所等のうち、当該事業所等に係る事業に係る各事業所等のうち、当該事業所等に係る事業所用家屋が当該企業組合等の組合員が組合員となつた際その者の事業の用に供されていたものであり、かつ、その者がその後引き続き当該事業所等において行われる事業の主宰者として当該企業組合等の事業に従事しているものその他これに準ずるものとして政令で定める事業所等に該当するものについては、事業所床面積（第七百一条の三十四の規定の適用を受けるものを除く。）が千平方メートル以下であるものにあつては資産割を、従業者（同条の規定の適用に係る者を除く。）の数が百人以下であるものにあつては従業者割を課すことができない。

3・4 (略)

(事業所税の免税点)

第七百一条の四十三 (略)

2 指定都市等は、中小企業団体の組織に関する法律第三条第一項第六号に規定する企業組合又は同項第七号に規定する協業組合（以下本項において「企業組合等」という。）が当該指定都市等の区域内において行う事業に係る各事業所等のうち、当該事業所等に係る事業所用家屋が当該企業組合等の組合員が組合員となつた際その者の事業の用に供されていたものであり、かつ、その者がその後引き続き当該事業所等において行われる事業の主宰者として当該企業組合等の事業に従事しているものその他これに準ずるものとして政令で定める事業所等に該当するものについては、事業所床面積（第七百一条の三十四の規定の適用を受けるものを除く。）が千平方メートル以下であるものにあつては資産割を、従業者（同条の規定の適用に係る者を除く。）の数が百人以下であるものにあつては従業者割を課すことができない。

3・4 (略)

○中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）〔附則第五条関係〕

〔傍線部分は改正部分〕

改 正 案

現 行

（定義）

第二条 この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一・二 （略）

三 中小企業等協同組合、エネルギー協同組合、農業協同組合、農業協同組合連合会、水産業協同組合、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会であつて、特定連合会であつて、特定事業を行うもの又はその構成員の三分の二以上が特定事業を行う者であるもの

四～十一 （略）

2 （略）

3 この法律において「小規模企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一～三 （略）

四 特定事業を行う企業組合であつて、その事業に従事する組合員の数が二十人以下のもの

四の二 エネルギー供給協同組合であつて、その事業に従事する組合員の数が二十人以下のもの

五 特定事業を行う協業組合であつて、常時使用する従業員の数

（定義）

第二条 この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一・二 （略）

三 中小企業等協同組合、農業協同組合、農業協同組合連合会、水産業協同組合、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会であつて、特定事業を行うもの又はその構成員の三分の二以上が特定事業を行う者であるもの

四～十一 （略）

2 （略）

3 この法律において「小規模企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一～三 （略）

四 特定事業を行う企業組合であつて、その事業に従事する組合員の数が二十人以下のもの

四の二 エネルギー供給協同組合であつて、その事業に従事する組合員の数が二十人以下のもの

五 （新設）

が二十人以下のもの

六・七 (略)

4・5 (略)

(普通保険)

第三条 株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）は、事業年度の半期ごとに、信用保証協会を相手方として、当該信用保証協会が中小企業者の銀行、信用金庫、信用協同組合その他の政令で定める金融機関（第三条の十第一項及び第三条の十一第一項を除き、以下単に「金融機関」という。）からの借入れ（手形の割引又は電子記録債権の割引を受けることを含む。以下同じ。）による債務の保証（保証契約で定める期間内に生ずる債務について、当該中小企業者が履行しない場合に、利息及び費用その他の損害の賠償として履行する額を除いた額が保証契約で定める額（以下この項において「限度額」という。）に達するまで、その履行をする責めに任ずる保証（以下「特殊保証」という。）を含む。）をすることにより、中小企業者一人についての保険価額の合計額が二億円（その中小企業者が中小企業等協同組合、エネルギー協同組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、生活衛生同業組合連合会又は酒類業組合であるときは、四億円）

六・七 (略)

4・5 (略)

(普通保険)

第三条 株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）は、事業年度の半期ごとに、信用保証協会を相手方として、当該信用保証協会が中小企業者の銀行、信用金庫、信用協同組合その他の政令で定める金融機関（第三条の十第一項及び第三条の十一第一項を除き、以下単に「金融機関」という。）からの借入れ（手形の割引又は電子記録債権の割引を受けることを含む。以下同じ。）による債務の保証（保証契約で定める期間内に生ずる債務について、当該中小企業者が履行しない場合に、利息及び費用その他の損害の賠償として履行する額を除いた額が保証契約で定める額（以下この項において「限度額」という。）に達するまで、その履行をする責めに任ずる保証（以下「特殊保証」という。）を含む。）をすることにより、中小企業者一人についての保険価額の合計額が二億円（その中小企業者が中小企業等協同組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会又は酒類業組合であるときは、四億円）を超えることができな

を超えることができない保険（以下「普通保険」という。）について、借入金の額のうち、借入金の額のうち保証をした額（手形の割引の場合は手形金額のうち保証をした額、額のうち保証をした額、電子記録債権の割引の場合は電子記録債権のうち保証をした額、特殊保証の場合は限度額。第三項、次条第一項及び第三項、第三条の三第一項及び第二項並びに第三条の四第一項及び第二項において同じ。）の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、公庫と当該信用保証協会との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

2～5

（略）

い保険（以下「普通保険」という。）について、借入金の額のうち保証をした額（手形の割引の場合は手形金額のうち保証をした額、電子記録債権の割引の場合は電子記録債権の金額のうち保証をした額、特殊保証の場合は限度額。第三項、次条第一項及び第三項、第三条の三第一項及び第二項並びに第三条の四第一項及び第二項において同じ。）の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、公庫と当該信用保証協会との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

2～5

（略）

改 正 案

現 行

（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）

第四十二条の四 （略）

2 ～ 7 （略）

8 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～六 （略）

七 農業協同組合等 農業協同組合、農業協同組合連合会、中小企業等協同組合、エネルギー協同組合、出資組合である商工組合及び商工組合連合会、内航海運組合、内航海運組合連合会、出資組合である生活衛生同業組合、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、森林組合並びに森林組合連合会をいう。

八～十 （略）  
9 ～ 12 （略）

（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）

第四十二条の四 （略）

2 ～ 7 （略）

8 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～六 （略）

七 農業協同組合等 農業協同組合、農業協同組合連合会、中小企業等協同組合、出資組合である商工組合及び商工組合連合会、内航海運組合、内航海運組合連合会、出資組合である生活衛生同業組合、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、森林組合並びに森林組合連合会をいう。

八～十 （略）  
7 ～ 12 （略）

改 正 案

第十三条 信用基金は、次に掲げる資金で政令で定めるものを、当

該出資者である林業者等（第一号に掲げる資金については、その  
者が森林組合等である場合には、その直接の構成員となつている  
林業者等を含む。）が融資機関から借り入れること（当該政令で定  
める資金に充てるため手形の割引を受けることを含む。）により當  
該融資機関に対して負担する債務の保証を行うことができる。

一 出資者である林業者等（その者が森林組合等である場合には、  
その直接の構成員となつている林業者等を含む。）がその林業の  
経営のために必要とする資金で当該経営の改善に資すると認め  
られるもの

二 出資者である森林組合等がその直接の構成員となつてている林  
業者等に対しその林業の経営に必要な資金で当該経営の改善に  
資すると認められるものを貸し付けるために必要とする資金

三 出資者である森林組合等がその直接又は間接の構成員となつ  
ている林業者等にその林業の経営に必要な資材を供給するため  
に必要とする資金

2 前項の「林業者等」とは、次に掲げる者をいう。

一 （略）

第十三条 （略）

現 行

2 （略）

二 森林組合、生産森林組合、森林組合連合会並びに林業を営む  
者が直接又は間接の構成員となつていてる中小企業等協同組合、  
エネルギー協同組合、農業協同組合及び農業協同組合連合会

三 (略)

3・4 (略)

二 森林組合、生産森林組合、森林組合連合会並びに林業を営む  
者が直接又は間接の構成員となつていてる中小企業等協同組合、  
農業協同組合及び農業協同組合連合会

三 (略)

3・4 (略)

○株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）〔附則第六条関係〕

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一・二 （略）

三 中小企業者 次のいずれかに該当する者をいう。

イ・ロ （略）

ハ 中小企業等協同組合、エネルギー協同組合、農業協同組合、

農業協同組合連合会、水産業協同組合、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会であつて、中小企業特定事業を営むもの又はその構成員の三分の二以上が中小企業特定事業を営む者であるもの

の

二・リ （略）

四・五 （略）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一・二 （略）

三 中小企業者 次のいずれかに該当する者をいう。

イ・ロ （略）

ハ 中小企業等協同組合、農業協同組合、農業協同組合連合会、

水産業協同組合、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会であつて、中小企業特定事業を営むもの又はその構成員の三分の二以上が中小企業特定事業を営む者であるもの

二・リ （略）

四・五 （略）

○中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第百八十五号）〔附則第七条関係〕

（傍線部分は改正部分）

改正案

目次  
第一章 （略）

第二章 中小企業等協同組合及びエネルギー供給協同組合（第四条）  
第二章 中小企業等協同組合（第四条）  
条

第二章の二、第六章 （略）

附則

（中小企業団体等の種類）

第三条 この法律による中小企業団体は、次に掲げるものとする。

- 一 事業協同組合
- 二 事業協同小組合
- （削る）

- 三 信用協同組合
- 四 協同組合連合会
- 五 企業組合

六 エネルギー供給協同組合  
（新設）

- 七 協業組合
- 八 商工組合
- 九 商工組合連合会

現行  
（傍線部分は改正部分）

目次  
第一章 （略）

第二章 中小企業等協同組合（第四条）  
第二章 中小企業等協同組合（第四条）

第二章の二、第六章 （略）

附則

（中小企業団体等の種類）

第三条 この法律による中小企業団体は、次に掲げるものとする。

- 一 （略）

- 二 （略）
- 三 削除
- 四 （略）
- 五 （略）
- 六 （略）
- （新設）

- 九 八 七  
（略）（略）（略）
- 六
- 七
- 八
- 九

2 (略)

**第二章 中小企業等協同組合及びエネルギー供給協同組合**

第四条 事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、協同組合連合会及び企業組合については、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第二百八十一号。以下「協同組合法」という。）の定めるところによる。

2 | エネルギー供給協同組合については、エネルギー協同組合法（令和元年法律第一号）の定めるところによる。

（新設）

**第十一條 （略）**

第十一條 商工組合の組合員たる資格を有する者は、その地区内において資格事業を営む中小企業者及び定款で定めたときは次に掲げる者とする。

一 (略)

二 事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、企業組合、エネルギー利用協同組合、エネルギー利用協同組合連合会、エネルギー供給協同組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会、農業協同組合連合会、水産業協同組合、森林組合、生産森林組合又は農業協同組合、農業協同組合連合会、水産業協同組合、森林組合、生産森林組合又は森林組合連合会であつて、その地区内において資格事業を行うおいて資格事業を行うもの。ただし、その資格事業がこれらの団体の種類ごとに政令で定める業種に属する場合に限る。

2 (略)

**第二章 中小企業等協同組合**

第四条 (略)

二 事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、企業組合、エネルギー利用協同組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会、農業協同組合連合会、水産業協同組合、森林組合、生産森林組合又は森林組合連合会であつて、その地区内において資格事業を行うもの。ただし、その資格事業がこれらの団体の種類ごとに政令で定める業種に属する場合に限る。

(協業組合への組織変更)

第九十五条 協同組合法第九条の二第一項第一号の事業を行つてゐる事業協同組合若しくは事業協同小組合、企業組合又はエネルギー協同組合法第十四条第一号若しくは第二号の事業を行つてゐるエネルギー供給協同組合は、総組合員の一致による総会の議決を経て、その組織を変更し、協業組合において、当該事業協同組合若しくは事業協同小組合、企業組合又はエネルギー供給協同組合が行つてゐる事業（事業協同組合又はエネルギー供給協同組合が行なつてゐる事業（事業協同組合及び事業協同小組合にあつては同号の事業であつて主務大臣の定めるものに限る。）は、第五条の七第一項第一号の事業であつて主務大臣の定めるもの、エネルギー供給協同組合にあつてはエネルギー協同組合法第十四条第一号及び第二号の事業に限る。）は、第五条の七第一項第一号の協業の対象事業とみなす。

256 (略)

7 事業協同組合及び事業協同小組合、企業組合並びにエネルギー供給協同組合は、第一項の規定による組織変更をしたときは、遅滞なく、その旨を協同組合法第百十一条第一項又はエネルギー協同組合法第百三十九条の規定による行政庁に届け出なければならぬ。

(協業組合への組織変更)

第九十五条 協同組合法第九条の二第一項第一号の事業を行なつてゐる事業協同組合若しくは事業協同小組合又は企業組合は、総組合員の一致による総会の議決を経て、その組織を変更し、協業組合になることができる。この場合において、当該事業協同組合若しくは事業協同小組合又は企業組合が行なつてゐる事業（事業協同組合及び事業協同小組合にあつては同号の事業であつて主務大臣の定めるものに限る。）は、第五条の七第一項第一号の協業の対象事業とみなす。

256 (略)

7 事業協同組合及び事業協同小組合並びに企業組合は、第一項の規定による組織変更をしたときは、遅滞なく、その旨を協同組合法第百十一条第一項の規定による行政庁に届け出なければならない。

## (組織変更の登記)

第九十八条の二 事業協同組合及び事業協同小組合、企業組合並びにエネルギー供給協同組合は、第九十五条第四項の認可があつた日から、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、事業協同組合及び事業協同小組合並びに企業組合並びに企業組合については協同組合法第九十一条の登記を、エネルギー供給協同組合については協同組合法第九十六条の登記を、協業組合については第五条の二十三第五項において準用する協同組合法第八十四条第二項（同項第三号を除く。）に規定する登記をしなければならない。

2 前項の場合において、事業協同組合及び事業協同小組合並びに企業組合についてする登記については協同組合法第百条（解散の登記の申請）の規定を、エネルギー供給協同組合についてする登記についてはエネルギー協同組合法第百二十六条第一項（解散の登記の申請）の規定を、協業組合についてする登記については協同組合法第九十八条第二項（設立の登記の申請）の規定を準用する。

## (組織変更)

第一百条の三 事業協同組合、企業組合、エネルギー供給協同組合又は協業組合（以下この節において「組合」という。）は、その組織

## (組織変更の登記)

第九十八条の二 事業協同組合及び事業協同小組合並びに企業組合は、第九十五条第四項の認可があつた日から、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、事業協同組合及び事業協同小組合並びに企業組合については協同組合法第九十一条の登記を、協業組合については第五条の二十三第五項において準用する協同組合法第八十四条第二項（同項第三号を除く。）に規定する登記をしなければならない。

2 前項の場合において、事業協同組合及び事業協同小組合並びに企業組合についてする登記については協同組合法第百条（解散の登記の申請）の規定を、協業組合についてする登記については協同組合法第九十八条第二項（設立の登記の申請）の規定を準用する。

## (組織変更)

第一百条の三 事業協同組合、企業組合又は協業組合（以下この節において「組合」という。）は、その組織を変更し、株式会社になる

を変更し、株式会社になることができる。

」ができる。

(組織変更計画の承認等)

第百条の四 組合は、前条の組織変更（以下この節において「組織変更」という。）をするには、組織変更計画を作成して、総会の議

決により、その承認を受けなければならない。

2 前項の場合において、事業協同組合及び企業組合については協同組合法第五十三条に規定する議決に、エネルギー供給協同組合についてはエネルギー協同組合法第六十八条に規定する議決に、協業組合については第五条の十九第一項に規定する議決によらなければならぬ。

協業組合については第五条の十九第一項に規定する議決によらなければならぬ。

3 (略)

4 第一項の総会の招集に対する協同組合法第四十九条第一項（第

五条の二十三第三項において準用する場合を含む。）並びにエネルギー協同組合法第六十三条第一項及び第六十四条第一項の適用については、協同組合法第四十九条第一項中「十日（これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間）前まで」とあるのは「二週間（これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間）前まで」とあるのは「二週間（これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間）前まで」とあるのは「会議の目的である事項、組織変更計画の要領及び組織変更後の株式会議の目的である事項、組織変更計画の要領及び組織変更後の株式会

第百条の四 (略)

2 前項の場合において、事業協同組合及び企業組合については協同組合法第五十三条に規定する議決に、協業組合については第五条の十九第一項に規定する議決によらなければならぬ。

3 (略)

4 第一項の総会の招集に対する協同組合法第四十九条第一項（第

五条の二十三第三項において準用する場合を含む。）の適用については、協同組合法第四十九条第一項中「十日（これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間）前まで」とあるのは「二週間（これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間）前まで」とあるのは「会議の目的である事項、組織変更計画の要領及び組織変更後の株式会

中「総会の目的である事項があるときは、当該事項」とあるのは「総会の目的である事項、組織変更計画の要領及び組織変更後の株式会社の定款」と、同法第六十四条第一項中「十日前」とあるのは「二週間前」とする。

5・6 (略)

(組織変更の議決の公告等)

第一百条の五 (略)

2 (略)

3 組織変更をする組合は、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、知っている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第二号の期間は、一月を下ることができない。

一 組織変更をする旨

二 債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨

4 前項の規定にかかわらず、組織変更をする組合が同項の規定による公告を、官報のほか、協同組合法第三十三条第四項（第五条の二十三第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）又はエネルギー協同組合法第三十三条第三項の規定による定款の定めに従い、協同組合法第三十三条第四項第二号若しくは第三号又はエネルギー協同組合法第三十三条第三項第二号若しくは第三号に掲げる公告方法によりするときは、前項の規定によ

(組織変更の議決の公告等)

第一百条の五 (略)

3 (略)

4 前項の規定にかかわらず、組織変更をする組合が同項の規定による公告を、官報のほか、協同組合法第三十三条第四項（第五条の二十三第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による定款の定めに従い、協同組合法第三十三条第四項第二号又は第三号に掲げる公告方法によりするときは、前項の規定による各別の催告は、することを要しない。

る各別の催告は、することを要しない。

5・6 (略)

(組織変更に反対する組合員の持分払戻請求権)

第一百条の六 組織変更を行う組合の組合員で、第一百条の四第一項の総会に先立つて当該組合に対し書面をもつて組織変更に反対の意思を通知したものは、組織変更の議決の日から二十日以内に書面をもつて持分の払戻しを請求することにより、効力発生日に当該組合を脱退することができる。

2 前項の規定による組合員の脱退については、当該組合員が事業協同組合、企業組合又は協業組合の組合員である場合にあつては、協同組合法第二十条から第二十二条まで（持分の払戻し）の規定を、当該組合員がエネルギー協同組合法第二十七条から第二十九条まであつてはエネルギー協同組合法第二十七条から第二十九条まで（持分の払戻し）の規定を準用する。この場合において、組合員は、定款の定めにかかわらず、その持分の全部の払戻しを請求することができる。

3 前項の場合には、効力発生日を協同組合法第二十条第二項に規定する脱退した事業年度の終わり又はエネルギー協同組合法第二十七条第二項に規定する脱退した事業年度末とみなす。

5・6 (略)

(組織変更に反対する組合員の持分払戻請求権)

第一百条の六 (略)

2 前項の規定による組合員の脱退については、協同組合法第二十条から第二十二条まで（持分の払戻し）の規定を準用する。この場合において、組合員は、定款の定めにかかわらず、その持分の全部の払戻しを請求することができる。

3 前項の場合には、効力発生日を協同組合法第二十条第二項に規定する脱退した事業年度の終わり又はエネルギー協同組合法第二十七条第二項に規定する脱退した事業年度末とみなす。

(組織変更の届出)

第一百条の十一 組合は、組織変更をしたときは、遅滞なく、その旨を、事業協同組合及び企業組合については協同組合法第百十一条第一項の規定による行政庁に、エネルギー供給協同組合についてはエネルギー協同組合法第百三十九条の規定による行政庁に、協業組合については主務大臣に、業組合については主務大臣に、それぞれ届け出なければならない。

(組織変更の登記)

第一百条の十四 組合が組織変更をしたときは、効力発生日から二週間以内に、その主たる事務所及び本店の所在地において、組織変更前の組合については協同組合法第九十一条（第五条の二十三第五項において準用する場合を含む。）の登記又はエネルギー協同組合法第百十六条の登記を、組織変更後株式会社については会社法第九百十一条の登記をしなければならない。

2 前項の規定により組織変更をした場合の組織変更後株式会社についてする登記の申請書には、商業登記法第十八条（申請書の添付書面）に定める書面及び同法第四十六条（添付書面の通則）に定める書面のほか、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一〇七 (略)

八 第百条の五第三項の規定による公告及び催告（同条第四項の規定により公告を官報のほか協同組合法第三十三条第四項（第

(組織変更の登記)

第一百条の十一 組合は、組織変更をしたときは、遅滞なく、その旨を、事業協同組合及び企業組合については協同組合法第百十一条第一項の規定による行政庁に、協業組合については主務大臣に、それ届け出なければならない。

(組織変更の登記)

第一百条の十四 組合が組織変更をしたときは、効力発生日から二週間以内に、その主たる事務所及び本店の所在地において、組織変更前の組合については協同組合法第九十一条（第五条の二十三第五項において準用する場合を含む。）の登記を、組織変更後株式会社については会社法第九百十一条の登記をしなければならない。

2 (略)

一〇七 (略)

八 第百条の五第三項の規定による公告及び催告（同条第四項の規定により公告を官報のほか協同組合法第三十三条第四項（第

五条の二十三第三項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。) 又はエネルギー協同組合法第三十三条第三項の規定による定款の定めに従い協同組合法第三十三条第四項第二号若しくは第三号又はエネルギー協同組合法第三十三条第三項第二号若しくは第三号に掲げる公告方法によつてした組合につては、これらの方針による公告) をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該組織変更をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

五条の二十三第三項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による定款の定めに従い協同組合法第三十三条第四項第二号又は第三号に掲げる公告方法によつてした組合にあつては、これらの方針による公告)をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該組織変更をしても当該債権者を害するおそれがないことを証す

3 (略)

第百三条 事業協同組合、企業組合、エネルギー供給協同組合又は協業組合の役員は、第一百条の四第一項の総会に對して虚偽の申述を行い、又は事實を隠蔽したときは、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に處し、又はこれを併科する。

**第一百十条** 次の各号に掲げる違反があつた場合は、その行為をした事業協同組合、企業組合、エネルギー供給協同組合若しくは協業組合の役員又は株式会社の取締役若しくは執行役（会社法第三百四十六条第二項の一時その職務を行うべき者又は同法第九百十七

**第一百十条** 次の各号に掲げる違反があつた場合は、その行為をした事業協同組合、企業組合若しくは協業組合の役員又は株式会社の取締役若しくは執行役（会社法第三百四十六条第二項の一時その職務を行うべき者又は同法第九百十七条のその職務を代行する者

条のその職務を代行する者を含む。)は、百万円以下の過料に処する。

一・八 (略)

第一百十一条 次の各号に掲げる違反があつた場合は、その行為をした協業組合、商工組合、商工組合連合会、事業協同組合、事業協同小組合、企業組合又はエネルギー供給協同組合の役員又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

一・二 (略)

を含む。)は、百万円以下の過料に処する。

一・八 (略)

第一百十一条 次の各号に掲げる違反があつた場合は、その行為をした協業組合、商工組合、商工組合連合会、事業協同組合、事業協同小組合又は企業組合の役員又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

一・二 (略)

○法人税法（昭和四十年法律第三十四号）〔附則第八条関係〕

改正案

別表第三 協同組合等の表（第二条関係）

名 称 根拠法

エネルギー協同組合（エネルギー供給協同組合を除く。）  
エネルギー協同組合法（令和元年法律第 号）

生活衛生同業組合（組合員に出資をさせるものに限る。）  
生活衛生同業組合連合会（会員に出資をさせるものに限る。）  
生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律

現行

別表第三 協同組合等の表（第二条関係）

名 称 根拠法

（新設）  
（新設）

（略）  
（略）

（略）  
（略）

（略）

（略）

（傍線部分は改正部分）

○小規模企業共済法（昭和四十年法律第二百二号）〔附則第九条関係〕

改正案

（定義）

第二条 この法律において「小規模企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一七 （略）

（定義）

第二条 この法律において「小規模企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一七 （略）

八 特別の法律によつて設立された中小企業団体（企業組合、エネルギー供給協同組合、協業組合及び主として第一号から第三号までに掲げる個人又は前三号に規定する会社を直接又は間接の構成員とするものに限る。）であつて、政令で定めるものの役員

八 特別の法律によつて設立された中小企業団体（企業組合、協業組合及び主として第一号から第三号までに掲げる個人又は前三号に規定する会社を直接又は間接の構成員とするものに限る。）であつて、政令で定めるものの役員

2・3 （略）

2・3 （略）

（傍線部分は改正部分）

○官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和四十一年法律第九十七号）〔附則第九条関係〕 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>一～三（略）</p>	<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>一～三（略）</p>
<p>四 特別の法律によつて設立された組合及びその連合会であつて政令で定めるもののうちその直接又は間接の構成員たる事業者の三分の二以上が前各号のいずれかに該当する者であるもの、企業組合、エネルギー供給協同組合並びに協業組合（以下「組合」という。）</p> <p>2・3（略）</p>	<p>四 特別の法律によつて設立された組合及びその連合会であつて政令で定めるもののうちその直接又は間接の構成員たる事業者の三分の二以上が前各号のいずれかに該当する者であるもの、企業組合並びに協業組合（以下「組合」という。）</p> <p>2・3（略）</p>

○下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第百四十五号）〔附則第十条関係〕

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

（定義）

第二条 この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一～三 （略）

四 企業組合

四の二 エネルギー供給協同組合

五 協業組合  
2～6 （略）

現 行

（定義）

第二条 この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一～三 （略）

四 （略）

（新設）

五 （略）  
2～6 （略）

○中小小売商業振興法（昭和四十八年法律第二百一号）〔附則第十一條関係〕

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

（定義）

第二条 この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一～三 （略）

四 企業組合

四の二 エネルギー供給協同組合

五 協業組合

六 事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会、商工組合及び商工組合連合会並びに商店街振興組合及び商店街振興組合連合会（以下「組合等」という。）

2 この法律において「中小小売商業者」とは、小売業に属する事業を主たる事業として當む者であつて、前項第二号の三から第五号までのいずれかに該当するものをいう。

現 行

（定義）

第二条 この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一～三 （略）

四 （略）

（新設）

五 （略）

六 （略）

2 （略）

○中小企業倒産防止共済法（昭和五十二年法律第八十四号）〔附則第十二条関係〕

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

（定義）

第二条 この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一～三 （略）

四 企業組合

四の二 エネルギー供給協同組合

五 協業組合

六 事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合であつて、政令で定める要件に該当するもの

2～7 （略）

現 行

（定義）

第二条 この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一～三 （略）

四 （略）

（新設）

五 （略）

2～7 （略）

○中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）

〔附則第十三条関係〕

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 企業組合</p> <p>四の二 エネルギー供給協同組合</p> <p>五 協業組合</p> <p>六 事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会で、政令で定めるもの</p> <p>2 （略）</p>	<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 （新設）</p> <p>五 （略）</p> <p>六 （略）</p>

○新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法（平成九年法律第三十七号）〔附則第十四条関係〕

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（中小企業投資育成株式会社法の特例）

第十三条 （略）

2 （略）

3 第一項各号の「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一～三 （略）

四 企業組合

四の二 エネルギー供給協同組合

五 協業組合

六 事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会

その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であつて、政令で定めるもの

（中小企業投資育成株式会社法の特例）

第十三条 （略）

2 （略）

3 第一項各号の「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一～三 （略）

四 （略）

（新設）

五 （略）

六 （略）

○大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成十年法律第五十二号）〔附則第十五条関係〕

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（定義）</p> <p>第二条 （略）</p> <p>2 この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 企業組合</p> <p>四の二 エネルギー供給協同組合</p> <p>五 協業組合</p> <p>六 事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であつて、政令で定めるもの</p>	<p>（定義）</p> <p>第二条 （略）</p> <p>2 この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 （新設）</p> <p>五 （略）</p> <p>六 （略）</p>

○投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）〔附則第十六条関係〕

（傍線部分は改正部分）

改正案

（投資事業有限責任組合契約）

第三条 投資事業有限責任組合契約（以下「組合契約」という。）は、

各当事者が出資を行い、共同で次に掲げる事業の全部又は一部を営むことを約することにより、その効力を生ずる。

一 株式会社の設立に際して発行する株式の取得及び保有並びに企業組合又はエネルギー供給協同組合の設立に際しての持分の取得及び当該取得に係る持分の保有

一 株式会社の設立に際して発行する株式の取得及び保有並びに企業組合の設立に際しての持分の取得及び当該取得に係る持分の保有

二 株式会社の発行する株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）又は企業組合若しくはエネルギー供給協同組合の持分の取得及び保有

二 株式会社の発行する株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）又は企業組合の持分の取得及び保有

三〇十二 （略）

三〇十二 （略）

2・3 （略）

第三条 （略）

（投資事業有限責任組合契約）

現行

○中心市街地の活性化に関する法律(平成十年法律第九十二号)〔附則第十七条関係〕

(傍線部分は改正部分)

改 正 案

現 行

(定義)

第七条 この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいい、「中小小売商業者」とは、主として小売業に属する事業を営む者であつて、第四号から第七号までのいずれかに該当するものをいう。

一～五 (略)

六 企業組合

六の二 エネルギー供給協同組合

七 協業組合

八 事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であつて、政令で定めるもの

2～10 (略)

(定義)

第七条 この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいい、「中小小売商業者」とは、主として小売業に属する事業を営む者であつて、第四号から第七号までのいずれかに該当するものをいう。

一～五 (略)

六 (略)

(新設)

七 (略)

八 (略)

2～10 (略)

○中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）〔附則第十八条関係〕

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

（定義）

第二条 この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一～五 （略）

六 企業組合

六の二 エネルギー供給協同組合

七 協業組合

八 事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会

その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であつて、政令で定めるもの

2～・ （略）

現 行

（定義）

第二条 この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一～五 （略）

六 （略）

（新設）

七 （略）

八 （略）

2～・ （略）

○独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第二百四十七号）〔附則第十九条関係〕

改正案

（傍線部分は改正部分）

現行

（定義）

第二条 この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一～五 （略）

六 企業組合

六の二 エネルギー供給協同組合

七 協業組合

八 事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会

その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であつて、政令で定めるもの

2～4 （略）

（業務の範囲）

第十五条 （略）

2 機構は、前項の業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、次に掲げる業務を行うことができる。

一～七 （略）

八 次のイからハまでに掲げる者に対し、それぞれイからハまでに定める資金の貸付けを行うこと。

（定義）

第二条 この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一～五 （略）

六 （略）

（新設）

七 （略）

八 （略）

2～4 （略）

（業務の範囲）

第十五条 （略）

2 機構は、前項の業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、次に掲げる業務を行うことができる。

一～七 （略）

八 次のイからハまでに掲げる者に対し、それぞれイからハまでに定める資金の貸付けを行うこと。

イ 共済契約者（小規模企業共済法第二条第三項の共済契約者をいう。以下同じ。）又は共済契約者であつた者のうち同法第七条第四項各号に掲げる事由が生じた後解約手当金（同法第十二条第一項の解約手当金をいう。）の支給の請求をしていな

いもの その者の事業に必要な資金、その事業に関連する資金及びその者の生活の向上に必要な資金

ロ 会社又は特別の法律によつて設立された中小企業団体（企業組合、エネルギー供給協同組合、協業組合及び主として小規模企業共済法第二条第一項第一号から第三号までに掲げる個人又は同項第五号から第七号までに規定する会社を直接又は間接の構成員とするものであつて、政令で定めるものに限る。以下このロにおいて「中小企業団体」という。）のうちその役員がその役員たる小規模企業者としての地位において共済契約（小規模企業共済法第二条第二項の共済契約をいう。）を締結しているもの その会社又は中小企業団体の事業に必要な資金

要な資金

ハ 主としてイ又はロに掲げる者を直接又は間接の構成員とする事業協同組合その他の団体 その団体の事業に必要な資金

3～5  
（略）

イ （略）

ロ 会社又は特別の法律によつて設立された中小企業団体（企業組合、協業組合及び主として小規模企業共済法第二条第一項第一号から第三号までに掲げる個人又は同項第五号から第七号までに規定する会社を直接又は間接の構成員とするものであつて、政令で定めるものに限る。以下このロにおいて「中小企業団体」という。）のうちその役員がその役員たる小規模企業者としての地位において共済契約（小規模企業共済法第二条第二項の共済契約をいう。）を締結しているもの その会

社又は中小企業団体の事業に必要な資金

3～5  
（略）

○流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第八十五号）〔附則第二十関係〕

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（定義）

第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一〇十五 （略）

十六 中小企業者 次のいずれかに該当する者をいう。

イヽホ （略）

ヘ 企業組合

ト エネルギー供給協同組合

ト 協業組合

リ 事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であつて、政令で定めるもの

十七 （略）

（定義）

第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一〇十五 （略）

十六 中小企業者 次のいずれかに該当する者をいう。

イヽホ （略）

ヘ （略）

ト （新設）

ト （略）

リ （略）

十七 （略）

○会社法（平成十七年法律第八十六号）〔附則第二十一条関係〕

（傍線部分は改正部分）

三八

改正案

（欠格事由）

第九百四十三条 次のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。

一 この節の規定若しくは農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第九十七条の四第五項、金融商品取引法第五十条の二第十項及び第六十六条の四十第六項、公認会計士法第三十四条の二十第六項及び第三十四条の二十三第四項、消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）第二十六条第六項、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第一百二十二条第五項、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第三十三条第七項（輸出水産業の振興に関する法律（昭和二十九年法律第二百五十四号）第二十条並びに中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第二百八十五号）第五条の二十三第三項及び第四十七条第二項において準用する場合を含む。）、弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第三十条の二十八第六項（同法第四十三条第三項において準用する場合を含む。）、船主相互保険組合法（昭和二十五年法律第二百七十七号）第五十五条第三項、司法書士法（昭和二十五年法律第二百九十七号）第四十五条の二第六項、土地家屋調査士法（昭和二十五年

現行

（欠格事由）

第九百四十三条 次のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。

一 この節の規定若しくは農業協同組合法（昭和二十二年法律第二百三十二号）第九十七条の四第五項、金融商品取引法第五十条の二第十項及び第六十六条の四十第六項、公認会計士法第三十四条の二十第六項及び第三十四条の二十三第四項、消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）第二十六条第六項、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第一百二十二条第五項、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第二百八十一号）第三十三条第七項（輸出水産業の振興に関する法律（昭和二十九年法律第二百五十四号）第二十条並びに中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第二百八十五号）第五条の二十三第三項及び第四十七条第二項において準用する場合を含む。）、弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第三十条の二十八第六項（同法第四十三条第三項において準用する場合を含む。）、弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第三十条の二十八第六項（同法第四十三条第三項において準用する場合を含む。）、船主相互保険組合法（昭和二十五年法律第二百七十七号）第五十五条第三項、司法書士法（昭和二十五年法律第二百九十七号）第四十五条の二第六項、土地家屋調査士法（昭和二十五年

法律第二百二十八号）第四十条の二第六項、商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第十一条第九項、行政書士法（昭和二十六年法律第四号）第十三条の二十の二第六項、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二十五条第二項（同法第五十九条において準用する場合を含む。）及び第一百八十六条の二第四項、税理士法第四十八条の十九の二第六項（同法第四十九条の十二第三項において準用する場合を含む。）及び第一百八十六条の二第四項、税理士法第四十八条の十九の二第六項（同法第五十九条において準用する場合を含む。）及び第一百八十六条の二第四項、税理士法第四十八条の十九の二第六項（同法第四十九条の十二第三項において準用する場合を含む。）、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十七条の四第四項、輸出入取引法（昭和二十七年法律第二百九十九号）第十五条第六項（同法第十九条の六において準用する場合を含む。）、中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号）第五十五条第五項、労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第九十一条の四第四項、技術研究組合法（昭和三十六年法律第八十一号）第十六条第八項、農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）第四十八条の三第五項（同法第四十八条の九第七項において準用する場合を含む。）、社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）第二十五条の二第六項、森林組合法（昭和五十三年法律第三十六条号）第八条の二第五項、銀行法第四十九条の二第二項、保険業法（平成七年法律第百五号）第六十七条の二及び第二百十七条第三項、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第二百

法律第二百二十八号）第四十条の二第六項、商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第十一条第九項、行政書士法（昭和二十六年法律第四号）第十三条の二十の二第六項、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二十五条第二項（同法第五十九条において準用する場合を含む。）、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十七条の四第四項、輸出入取引法（昭和二十七年法律第二百九十九号）第十五条第六項（同法第十九条の六において準用する場合を含む。）、中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号）第五十五条第五項、労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第九十一条の四第四項、技術研究組合法（昭和三十六年法律第八十一号）第十六条第八項、農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）第四十八条の三第五項（同法第四十八条の九第七項において準用する場合を含む。）、社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）第二十五条の二第六項、森林組合法（昭和五十三年法律第三十六条号）第八条の二第五項、銀行法第四十九条の二第二項、保険業法（平成七年法律第百五号）第六十七条の二及び第二百十七条第三項、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第二百

五号）第一百九十四条第四項、弁理士法（平成十二年法律第四十  
九号）第五十三条の二第六項、農林中央金庫法（平成十三年法  
律第九十三号）第九十六条の二第四項、信託業法第五十七条第  
六項、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第三百三十  
三条、資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）  
第二十条第四項、第六十一条第七項及び第六十三条の二十第七  
項並びにエネルギー協同組合法（令和元年法律第一号）第  
三十三条第六項（以下この節において「電子公告関係規定」と  
総称する。）において準用する第九百五十五条第一項の規定又は  
この節の規定に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、  
その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から  
二年を経過しない者

一・三（略）

五号）第一百九十四条第四項、弁理士法（平成十二年法律第四十  
九号）第五十三条の二第六項、農林中央金庫法（平成十三年法  
律第九十三号）第九十六条の二第四項、信託業法第五十七条第  
六項、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第三百三十  
三条並びに資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九  
号）第二十条第四項、第六十一条第七項及び第六十三条の二十  
第七項（以下この節において「電子公告関係規定」と総称する。）  
において準用する第九百五十五条第一項の規定又はこの節の規  
定に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行  
を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経  
過しない者

一・三（略）

○中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律（平成十八年法律第二十三号）〔附則第二十二条関係〕

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

（定義等）

第二条 この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一～五 （略）

六 企業組合

六の二 エネルギー供給協同組合

七 協業組合

八 事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会

その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であつて、政令で定めるもの

2～5 （略）

現 行

（定義等）

第二条 この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一～五 （略）

六 （略）

（新設）

七 （略）

八 （略）

2～5 （略）

改 正 案	現 行
<p>（定義等）</p> <p>第二条 この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 企業組合</p> <p>六の二 エネルギー供給協同組合</p> <p>七 協業組合</p> <p>八 事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会</p> <p>その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であつて、政令で定めるもの</p> <p>2～5 （略）</p>	<p>（定義等）</p> <p>第二条 この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>七 （略）</p> <p>八 （略）</p> <p>2～5 （略）</p>

○中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成十九年法律第二十九号）〔附則第一十三条関係〕

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行	（定義）
		<p>第二条 この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 企業組合</p> <p>六の二 エネルギー供給協同組合</p> <p>七 協業組合</p> <p>八 事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であつて、政令で定めるもの</p>
2～5 （略）	現行	<p>第二条 この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 （新設）</p> <p>七 （略）</p> <p>八 （略）</p>

○地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号）〔附則第二十四条関係〕

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（定義）</p> <p>第二条 （略）</p> <p>2～5 （略）</p> <p>3 この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 企業組合</p> <p>七 協業組合</p> <p>八 の二 エネルギー供給協同組合</p>	<p>（定義）</p> <p>第二条 （略）</p> <p>2～5 （略）</p> <p>3 この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 （新設）</p> <p>七 （略）</p> <p>八 （略）</p>
<p>その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であつて、政令で定めるもの</p>	

○中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）〔附則第二十五条関係〕

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行	（定義）
		<p>第二条 この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 企業組合</p> <p>六の二 エネルギー供給協同組合</p> <p>七 協業組合</p> <p>八 事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会 その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であつて、政令で定めるもの</p>
2～6 （略）	現行	<p>第二条 この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 （新設）</p> <p>七 （略）</p> <p>八 （略）</p>

○農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成二十年法律第四十五号）〔附則第二十六条関係〕

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（中小企業投資育成株式会社法の特例）</p> <p>第十一条　（略）</p> <p>2　（略）</p> <p>3　第一項各号の「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>一～五　（略）</p> <p>六　企業組合</p> <p>七　協業組合</p> <p>八　事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であつて、政令で定めるもの</p>	<p>（中小企業投資育成株式会社法の特例）</p> <p>第十一条　（略）</p> <p>2　（略）</p> <p>3　第一項各号の「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>一～五　（略）</p> <p>六　（新設）</p> <p>七　（略）</p> <p>八　（略）</p>

○商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律（平成二十二年法律第八十号）〔附則第二十七条関係〕

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 企業組合</p> <p>六の二 エネルギー供給協同組合</p> <p>七 協業組合</p> <p>八 事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会、商工組合及び商工組合連合会並びに商店街振興組合及び商店街振興組合連合会</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 （新設）</p> <p>七 （略）</p> <p>八 （略）</p>

○産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)〔附則第二十八条関係〕

(傍線部分は改正部分)

改 正 案

(定義)

第二条 (略)

2つ… (略)

… この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一～五 (略)

六 企業組合

六の二 エネルギー供給協同組合

七 協業組合

八 事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であつて、政令で定めるもの

↑  
↓ (略)

(定義)

第二条 (略)

2つ… (略)

… この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一～五 (略)

六 (新設)

七 (略)

八 (略)

↑  
↓ (略)

現 行

現 行

○民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十九年法律第四十五号）〔附則第二十九条関係〕

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
目次	目次
第一章～第九章 （略）	第一章～第九章 （略）
第十章 経済産業省関係（第二百六十八条～第三百二十二条の三）	第十章 経済産業省関係（第二百六十八条～第三百二十二条）
第十一章～第十四章 （略）	第十一章～第十四章 （略）
附 則	附 則
（エネルギー協同組合法の一 部改正）	（エネルギー協同組合法の一 部改正）
第三百二十二条の二 エネルギー協同組合法（令和元年法律第 号）	第三百二十二条の二 エネルギー協同組合法（新設）
の一部を次のように改正する。	の一部を次のように改正する。
第五十二条第二項中「同項第一号」を「同項各号」に改める。	第五十二条第二項中「同項第一号」を「同項各号」に改める。
（エネルギー協同組合法の一 部改正に伴う経過措置）	（エネルギー協同組合法の一 部改正に伴う経過措置）
第三百二十二条の三 施行日前に理事又は清算人となつた者の利益相反 取引については、前条の規定による改正後のエネルギー協同組合 法（以下この条において「新エネルギー協同組合法」という。）第 五十二条第二項（新エネルギー協同組合法第百九条において準用 する場合を含む。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。	第三百二十二条の三 施行日前に理事又は清算人となつた者の利益相反 取引については、前条の規定による改正後のエネルギー協同組合 法（以下この条において「新エネルギー協同組合法」という。）第 五十二条第二項（新エネルギー協同組合法第百九条において準用 する場合を含む。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。